

※二重下線部が今回の変更点です。(令和8年8月31日更新)

台風・風水害等非常の場合における措置

台風・風水害時の措置は次の通りとする。

伊丹市に次のいずれかの警報が発表中のとき、生徒は登校しない。ただし、定期考査期間については対象市町が異なる。(定期考査期間の欄を参照)

氾濫警報（警戒レベル3以上）、大雨警報（警戒レベル3以上）、
土砂災害警報（警戒レベル3以上）、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報
午前7時までに解除されているときは、予定通りの授業を行う。

『平常授業時』

- 1 午前7時の時点で伊丹市に警報が発表されている場合、自宅で待機する。
- 2 10時までに解除された場合は、第5校時より授業を行う。

SHR	13:00
第5限	13:15～14:05
第6限	14:15～15:05
第7限	15:15～16:05
- 3 警報が10時の時点で解除されていない場合、休業日とする。
- 4 午前7時の時点で伊丹市以外の生徒の居住地にのみ警報が発表された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。当該地域の警報が午前10時までに解除されている場合は、第5限から授業を受けるものとする。ただし、警報の解除後、登校可能であれば、第4限より以前の授業を受けてもよい。警報が午前10時の時点で解除されていない場合、当該日を公欠とする。
- 5 その他特別の場合は、校長の指示による。

『定期考査期間』

- 1 午前7時の時点で、伊丹市、川西市、宝塚市、尼崎市、西宮市のいずれかに警報が発表されている場合、臨時休校とし、当該日の考査を考査最終日の翌日に実施する。
なお、その日が休日の場合はさらにその翌日に実施する。
- 2 上記の対象市町以外の生徒の居住地にのみ警報が発表された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。
- 3 その他特別の場合は、校長の指示による。